

○金融庁告示第四十四号

ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティ
エンゲゼルシャフトが保険契約の全部に係る保
険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七
年法律第百五号）第二百七十三条第一項の規定に

より、同法の同法第百八十五条第一項の免許がそ
の効力を失ったので、同法第二百七十四条の規定
に基づき、告示する。

平成二十六年八月十八日

金融庁長官 細溝 清史